平成２０年（フ）第１２６２号
熊本市上熊本２丁目２番24コアマンション藤崎台802号、開始決定時の住所熊本市龍田２丁目27番47号
破産者　後生川　寛
異議申述期間　平成22年４月23日まで
平成22年２月23日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５６１号
宮崎県児湯郡川南町大字平田1402番地29
破産者　河辺　睦雄
異議申述期間　平成22年４月26日まで
平成22年２月24日　宮崎地方裁判所破産係

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第２１３５号
東京都品川区南品川２丁目２番10号
清算株式会社　アローテクノ岩手株式会社
１　決定年月日　平成22年２月22日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２２年（ヒ）第２００７号
東京都港区芝１丁目14番10号
清算株式会社　株式会社芝コーポレーション
１　決定年月日　平成22年２月23日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２２年（ヒ）第２００８号
東京都中野区上鷺宮５丁目23番７号
清算株式会社　株式会社二葉クリーニング
１　決定年月日　平成22年２月22日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ヒ）第１５号
岡山県加賀郡吉備中央町福沢251番地２
清算株式会社　株式会社ユキモリ工業
１　決定年月日　平成22年２月19日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
岡山地方裁判所第３民事部

特別清算協定認可

平成２０年（ヒ）第２２号
大分市大字勢家930番地の１
清算株式会社　大交産業株式会社
代表清算人　杉原　正晴
１　決定年月日　平成22年２月19日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、協定債権者大分交通株式会社に対し、本協定の認可の確定した日から１か月以内に、金33万4194円を弁済する。
２　協定債権者大分交通株式会社は、前項の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
以上
大分地方裁判所民事第１部

再生手続開始

平成２２年（再）第１号
栃木県佐野市赤見町2009番地
再生債務者　セキノス株式会社
１　決定年月日時　平成22年２月23日午前11時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年３月23日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年４月27日から平成22年５月７日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

再生計画認可

平成２０年（再）第１号
宮崎県都城市八幡町４街区２号
再生債務者　医療法人社団豊徳会丸田病院
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成22年２月19日　宮崎地方裁判所民事部

再生手続終結

平成１９年（再）第５号
横浜市港北区新横浜２丁目３番地10
再生債務者　株式会社アルファ
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法188条２項前段に定める事由がある。
平成22年２月22日
横浜地方裁判所第３民事部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２０年（再）第１５号
静岡市清水区島崎町２番６号
再生債務者　商工ホテル株式会社
１　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　静岡市葵区西草深町９番４号　静岡のぞみ法律特許事務所　弁護士　山下　善弘
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成22年２月22日
静岡地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２１年（再イ）第３３４号
千葉県浦安市北栄４丁目５番20－404号　ローズガーデン浦安六番館
再生債務者　芝田　徹
１　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年３月12日まで
４　一般異議申述期間　平成22年３月26日から平成22年４月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（再イ）第１９号
千葉市緑区おゆみ野南４丁目35番地10
再生債務者　松永　毅
１　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年３月12日まで
４　一般異議申述期間　平成22年３月26日から平成22年４月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（再イ）第５号
千葉市若葉区大宮台５丁目28番12号
再生債務者　平岩　猛
１　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年３月15日まで
４　一般異議申述期間　平成22年３月29日から平成22年４月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（再イ）第８号
千葉県船橋市三咲６丁目11番21号
再生債務者　石田　浩二
１　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年３月15日まで
４　一般異議申述期間　平成22年３月29日から平成22年４月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（再イ）第３２号
千葉県船橋市夏見台１丁目９番26―210号
再生債務者　木村　勇作
１　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年３月15日まで
４　一般異議申述期間　平成22年３月29日から平成22年４月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（再イ）第３３号
千葉県船橋市夏見台１丁目９番26―210号
再生債務者　木村　美和
１　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年３月15日まで
４　一般異議申述期間　平成22年３月29日から平成22年４月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（再イ）第１０８号
神奈川県厚木市戸室４丁目18番６号　レジデンスナンバＡ―203
再生債務者　佐治　雄二
１　決定年月日時　平成22年２月23日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年３月16日まで
４　一般異議申述期間　平成22年３月30日から平成22年４月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２２年（再イ）第１２号
神奈川県相模原市東淵野辺４丁目９番３―613号
再生債務者　利根川　健
１　決定年月日時　平成22年２月23日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年３月16日まで
４　一般異議申述期間　平成22年３月30日から平成22年４月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部